

町民の皆さまへ

本日、新型コロナウイルスの感染症について、都市部を中心に感染者が急増している状況を踏まえ、政府は、埼玉県を含む7都府県に、5月6日までの期間で、緊急事態宣言を発出いたしました。

町といたしましては、これを受け、改正新型インフルエンザ等特別措置法第34条第1項の規定に基づき、寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画に定めるところにより、『寄居町新型コロナウイルス感染症対策本部』を設置いたしました。

今後は、埼玉県の対応を踏まえ、町といたしましても、対策本部を中心に感染症の拡大を防止するため、対応を図ってまいります。今後、随時情報を発信してまいりますので、町民の皆さまにおかれましては、冷静な行動をとっていただくとともに、外出自粛要請などに、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

令和2年4月7日

寄居町長 花輪 利一郎